

第 1 章 総説編 有明海・八代海等総合調査評価委員会

1.1 有明海・八代海等総合調査評価委員会の経緯

2000 年度の有明海のノリ不作を契機として、国民的資産である有明海及び八代海を豊かな海として再生させることを目的とした「有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律」が議員立法により制定され、2002 年 11 月に施行された。その後、2011 年 8 月には「有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律」(以下「特別措置法」という。)として改正施行され、有明海及び八代海に隣接する海域として、橘湾及び熊本県天草市牛深町周辺の海面が改正特別措置法に基づく対象海域に追加された。

特別措置法では有明海・八代海等総合調査評価委員会(以下「評価委員会」という。)の設置が位置付けられており(同法第 25 条)、その所掌事務として、国及び関係県が行う総合的な調査の結果に基づいて有明海及び八代海等の再生に係る評価を行うこと及びこれらの事項に関して主務大臣等に意見を述べることとされている。

なお、2021 年 4 月には特別措置法が改正施行され、評価委員会は、毎年、その所掌事務の遂行の状況を分かりやすい形で公表することとされている。

1.2 有明海・八代海等総合調査評価委員会報告について

評価委員会では、これまでに

- ・「有明海・八代海総合調査評価委員会報告書」(平成 18 年 12 月)

- ・「有明海・八代海等総合調査評価委員会報告」(平成 29 年 3 月。以下「平成 28 年度委員会報告」という。)

- ・「有明海・八代海等総合調査評価委員会中間取りまとめ」(令和 4 年 3 月。以下「令和 3 年度中間取りまとめ」という。)

を取りまとめ、主務大臣等に提出した。

1.3 平成 28 年度委員会報告における基本的な考え方と再生目標

平成 28 年度委員会報告では、有明海・八代海等を豊かな海として再生することを目的として、海域全体において目指すべき再生目標を設定し、これを踏まえて、生態系の構成要素又は水産資源として重要と考えられる生物に係る 4 項目の問題点(ベントスの変化、有用二枚貝の減少、ノリ養殖の問題、魚類等の変化)の確認とその原因・要因の考察を行い、海域全体に係る再生方策(全体方策)や個別海域毎に目指すべき再生方策を整理した。また、その当面の目標時期を概ね 10 年後(2026 年度)とした。

平成 28 年度委員会報告に示された有明海・八代海等を再生するための基本的な考え方と再生目標は以下のとおりである。

【基本的な考え方】(平成 28 年度委員会報告より抜粋)

有明海及び八代海においては、閉鎖性海域という条件の下、漁業、干拓、防災、海上交通等のための開発が継続的に行われてきたことから、両海域は、自然環境自体の長期的変化とともに、人為的な働きかけを受けつつ、その海域環境や生態系を変遷させて今日に至ったものと考えられる。

両海域が抱える諸問題の原因・要因を可能な限りの確に把握した上で、国や地方公共団体等の関係行政機関のみならず、有識者、教育・研究機関やNPO、漁業者、企業等の多様な主体が両海域の再生に取り組むことが望ましい。

こうした原因・要因の考察については、その特定自体は目的ではなく、有明海及び八代海の再生に向けた措置に資するとの観点から、評価委員会としての見解を示すものである。

【有明海・八代海等の海域全体に係る再生目標(全体目標)】(平成 28 年度委員会報告より抜粋)

有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律(平成 14 年法律第 120 号)においては、有明海及び八代海等が、国民にとって貴重な自然環境及び水産資源の宝庫として、その恵沢を国民がひとしく享受し、後代の国民に継承すべきものであることに鑑み、海域の特性に応じた当該海域の環境の保全及び改善並びに当該海域における水産資源の回復等による漁業の振興に関し実施を促進する等特別の措置を講ずることにより、豊かな海として再生することを目的としており、この目的と前章で整理した環境等の変化も勘案して、有明海・八代海等の海域全体において目指すべき再生目標(全体目標)を次のとおりとする。

○希有な生態系、生物多様性及び水質浄化機能の保全・回復

有明海、八代海等は、他の海域ではみられない希有な生態系を有しており、高い生物多様性及び豊かな生物生産性を有している。広大な干潟や浅海域は、有明海、八代海等を特徴付ける生物種をはじめとする希有な生態系、生物多様性の基盤となるとともに、水質浄化機能を有している。このような生態系、生物多様性及び水質浄化機能を、後世に引き継ぐべき自然環境として保全・回復を図る。

○二枚貝等の生息環境の保全・回復と持続的な水産資源の確保

有明海、八代海等を水産資源の宝庫として後世に引き継ぐためには、海域環境の特性を踏まえた上で、底生生物の生息環境を保全・再生し、二枚貝等の生産性の回復をはじめとする底生生態系の再生を図り、ノリ養殖、二枚貝及び魚類等(養殖を含む。)の多種多様な水産資源等の持続的・安定的な確保を図る。

これらの目標は、独立しているものではなく、希有な生態系、生物多様性の保全・再生、水産資源等の回復及び持続的かつ安定的な確保は、共に達成されるべきものである。

1.4 令和 3 年度中間取りまとめの概要

2018 年 3 月の第 42 回評価委員会において、目標の中間段階である 2021 年度時点での再生方策の実施状況等を整理し、平成 28 年度委員会報告に掲げられた再生目標や再生方策等と照らし合わせ、その進捗状況や課題等について整理を行い、令和 8 年度委員会報告に向けて必要となる検討事項等について取りまとめを行うこととした。

令和 3 年度中間取りまとめにおいては、平成 28 年度委員会報告以降に得られたデータや新たな知見等及び関係省庁・関係県等による再生方策の実施状況を整理し、気候変動に伴う気温や水温の上昇、豪雨やそれに伴う大規模出水等による影響が顕在化している状況を踏まえ、本報告へ向けて解決に取り組むべき課題についても記載した。

1.5 令和 8 年度委員会報告の構成

本報告では、平成 28 年度委員会報告で取り上げた「ベントス(底生生物)の変化」、「有用二枚貝の減少」、「ノリ養殖の問題」及び「魚類等の変化」の 4 項目に「生物の生息環境の変化」を加えた 5 項目(以下「主要 5 項目」という。)を中心に、関連情報の整理・検討を行った。

第 1 章では、本報告の背景として、有明海・八代海等総合調査評価委員会の経緯や、平成 28 年度委員会報告及び令和 3 年度中間取りまとめの概要、本報告の位置付け等の整理を行った。

第 2 章では、有明海・八代海等の概要として、海域の背景や特徴(有明海・八代海の海域区分を含む)について、平成 28 年度委員会報告での掲載内容を更新した。

第 3 章では、有明海・八代海等の環境等の状況について、平成 28 年度委員会報告以降に得られたデータや知見等を中心に整理した。

第 4 章では、第 3 章での整理を踏まえ、主要 5 項目に係る問題点とその原因・要因の考察を行った。また、新たな知見等を踏まえ、平成 28 年度委員会報告の連関図を更新するとともに、主要 5 項目に影響を与える原因・要因に着目したサブ連関図を作成した。

第 5 章では、再生方策の実施状況と今後の課題を取りまとめ、サブ連関図に示す原因・要因との対応関係を整理した。

第 6 章では、第 3 章から第 5 章の状況を踏まえ、平成 28 年度委員会報告に記載された再生目標に対する現状の評価を行った。

第 7 章では、再生への取組として、2027 年度以降の中長期的な再生目標を定めるとともに、再生目標を達成するための再生方策を設定した。

本報告は、「総説編」と「詳細編」の二部で構成している。「総説編」は、行政関係者、漁業者、地域住民、環境団体、研究・教育機関等、幅広いステークホルダーが、主要な知見や課題、対応の方向性を短時間で把握することを目的としており、「詳細編」は、より専門的かつ詳細な根拠情報を必要とする読者に向けて、総説編の記述を支える詳細なデータや分析結果を網羅的にまとめたものである。

110 なお、本報告においては、平成 28 年度委員会報告に以降に新たなデータや知見が得
111 られた事項を中心に整理しており、平成 28 年度委員会報告から追加的な知見が得られて
112 いない事項については、平成 28 年度委員会報告の記載を適宜参照されたい。
113